

令和3年度救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援するため、別表に掲げる補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知。）及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者及び補助上限額等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助上限額及び補助率は、別表のとおりとする。

(対象期間)

第3条 この補助金の対象とする期間は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までとする。

(交付額の算定方法)

第4条 別表の補助上限額により算出した額と対象経費の実支出額を施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

2 前項の規定により選定された合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 知事は、第5条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を精査し、適正と認めるときは、第9条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から60日以内とする。

(概算払)

第8条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業実施計画の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間の経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第10条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が前条の(1)、(2)に定める承認を受ける場合、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施計画の内容に変更がなく、補助対象経費の合計額が増加しない場合
- (2) 事業実施計画の内容の一部を取りやめる場合

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 9 月 30 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 8 条の規定による補助金の概算払を受けたときは、事業実績報告書提出の際、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第 12 条 補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第 7 号）により行うものとする。

付 則

この要項は、令和 3 年 6 月 15 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象者	疑い患者を診療する救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児救急中核病院、地域小児救急センター 等
補助対象経費 及び補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初度設備費 1床当たり 133,000円 ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円 ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・ 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 ・ HEPA フィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000円 ・ 消毒経費 実費相当額 ・ 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円 ・ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円
補助率	10分の10